

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって「学び合い 認め合い しなやかに生きる 心豊かな児童の育成」を目指していく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学年学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

① いじめ対策としての予防

ア いじめについての共通理解

- ・児童に対して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・児童が活躍できる場の設定や、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実させる。

② いじめの早期発見のための措置

ア 日常的な観察

- ・ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。

イ 教育相談の充実

- ・ 保健室やスクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）について周知する。

ウ アンケートによる調査（年12回／実施時期 月に1回）

- ・ 生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的の実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

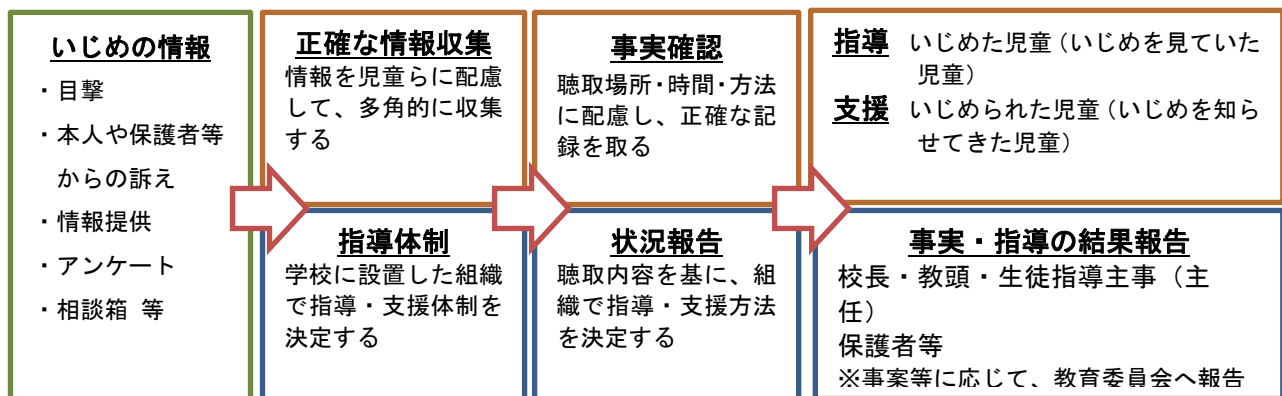
（３）組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を生徒指導部会内に設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、学年主任、担任、教育相談担当教員、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールライフカウンセラー、等

※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

（４）組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- （１）いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- （２）いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。